

◎ 国民健康保険税のお知らせ ◎

加入対象者及び令和8年度の税率

・国民健康保険に入ることができる方は次の要件を満たしている方です。

- ・薩摩川内市に住所を有する方(修学や入院等により市外に住所を移した方を含む)
- ・他の健康保険(社会保険、国保組合の健康保険、後期高齢者医療保険等)に加入されていない方

令和8年度の国民健康保険税の税率及び賦課限度額は下表のとおりです。

項目	算定(課税)方法	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分 (40歳～64歳まで)	子ども・子育て 支援金分
所得割	加入者の令和7年中の所得に応じて算定 (総所得－基礎控除(43万)×右記税率)	8.54%	2.38%	2.05%	0.29%
均等割	加入者の人数に応じて算定	35,300円	9,700円	10,600円	1,293円
	18歳以上の加入者が支払う均等割(※1)	－	－	－	79円
平等割	1世帯に共通課税	24,400円	6,700円	5,300円	813円
	特定世帯の場合(※2)	12,200円	3,350円	－	406円
	特定継続世帯の場合(※3)	18,300円	5,025円	－	609円
限度額	それぞれの賦課限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

・基礎控除43万が適用されるのは合計所得金額が2,400万円以下の場合です。

(2,500万円以下の方までは段階的に基礎控除額が減少します)

・所得税・個人住民税における障害者控除・寡婦控除等は国民健康保険税にはありません。

・年度の途中で加入脱退された方の国民健康保険税は月割りで計算します。

・介護分については65歳になれる月以降の分は、介護保険料として別途徴収されます。

・75歳になれる月以降の分は、国民健康保険税には含まれておりません。

別途、後期高齢者医療保険料が賦課されます。

・子ども・子育て支援金分の均等割については、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)は、全額軽減されます。

※1 18歳未満の均等割を全額軽減するための費用になります。

※2 特定世帯の場合は、後期高齢者医療制度が導入されたことにより国民健康保険の被保険者が1人となる場合に5年間、平等割が半額になります。

※3 特定世帯に該当して5年間経過した場合は、さらに特定継続世帯として3年間平等割が4分の3の額になります。

国民健康保険税の軽減措置について

・令和8年度の法定軽減措置について(申請不要)

前年中の世帯の総所得金額等の合算額(軽減判定所得)が下表の金額以下の場合には、年間国保税のうち、均等割と平等割が2割・5割・7割減額されます。

減額の種類	前年中の世帯の総所得金額等の合算額(軽減判定所得)
2割軽減	43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

【軽減判定の注意点】

・賦課期日(令和8年4月1日、年度途中で加入された世帯は加入日、世帯主変更があった場合は変更があった日)現在の状況で判定します。(年度途中に加入者の増減があっても再判定されません。)

・擬制世帯主(国保加入者でない世帯主)の所得も含めて判定します。

・国保から後期高齢者医療制度へ移行した人(特定同一世帯所属者)の所得及び人数も含めて判定します。

・令和8年1月1日現在65歳以上で公的年金等に係る所得のある人は、その所得から15万円控除した額で判定します。(所得割の計算に用いる所得額は、控除前の額を適用)

・事業専従者給与(控除)は事業主の所得に繰り戻して判定します。

・譲渡所得による特別控除がある場合は、特別控除前の額で判定します。

(所得割の計算に用いる所得額は、特別控除後の額を適用)

・法定軽減措置は、世帯の国保加入者全員と擬制世帯主及び特定同一世帯所属者が前年中の所得申告をした場合に自動的に判定されます。

・未就学児に対する均等割額の軽減措置について(申請不要)

・未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)については、均等割額を5割軽減します。なお、低所得世帯に対する軽減が適用される世帯は軽減後の均等割額から5割軽減します。

・産前産後期間における減額について(申請が必要なため詳しくはお問い合わせ下さい)

裏面もご覧ください

非自発的失業者に対する軽減措置

倒産・リストラなどの非自発的失業者について、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるようにするため、法律、政府方針に則り、国民健康保険における負担軽減を行うものです。

・軽減措置の概要

平成22年4月から会社都合により離職(倒産、解雇等の事業主都合による離職)を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者、正当な理由のある自己都合により離職した特定理由離職者について離職日の翌日からその翌年度末(年度ごとに改めて申請する必要はありません)までの間、国民健康保険税の計算、高額療養費、高額介護合算療養費、限度額認定証等の所得区分判定において、該当者の給与所得を30/100として算定するものです。

※ 給与所得以外は100/100として算定します。

・軽減措置適用の条件

以下のすべての要件を満たしている方に限ります。

●国民健康保険加入者であること ●離職時点で65歳未満であること

●雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、下記の離職理由コードに該当すること

※ 定年や契約延長のない雇用契約満了者は対象となりません。

●当市の国民健康保険税(非自発的失業者)軽減申告書、及び雇用保険受給資格者証(離職票不可)の写しの提出があること

●離職日が平成21年3月31日以降であること

・離職者区分、離職理由コード

●特定受給資格者・・・[11]・[12]・[21]・[22]・[31]・[32]

●特定理由離職者・・・[23]・[33]・[34]

※離職理由等についての詳細はお近くのハローワーク(公共職業安定所)にお尋ねください。


コンビニ・キャッシュレス決済でも納付できます

コンビニ収納・キャッシュレス決済は、時間や場所を気にせず納付が可能です。(今までどおり金融機関の窓口でも納められます。)

・コンビニ納付について

コンビニで納められる納付書	バーコードが印刷された納付書
コンビニで納められない納付書	納期限を過ぎた納付書、金額を訂正した納付書、納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付書

・キャッシュレス決済について

バーコード 利用の場合	QRコード 利用の場合	
PayB、楽天銀行、銀行Pay(ゆうちょPay等)、PayPay、au PAY、J-Coin Pay、d払い、FamiPay、AEON Pay	クレジットカード インターネットバンキング等	各種スマートフォン決済アプリ
・ご自身のスマートフォンに、上記の対応アプリをインストールし、利用登録を行う必要があります。 ・各種スマートフォン決済アプリの利用方法や操作手順については、各種アプリのホームページをご覧になるか、各種アプリの運営会社等に直接お問い合わせください。	下記の「地方税お支払サイト」へアクセスし、サイトの案内にしたがって納付してください。	アプリでQRコードを読み取ってください。(利用可能なアプリについては、下記の「地方税お支払サイト」でご確認ください。)
	「地方税お支払サイト」と入力して検索してください。 (令和8年9月にeLお支払サイトに名称変更予定です。) URL: https://www.payment.eltax.lta.go.jp	

※ コンビニエンスストア等の店頭では、原則としてアプリ支払いはできません。

※ 各アプリで支払い可能金額が異なります。各アプリでの支払い可能金額については薩摩川内市のホームページをご確認ください。

※ 紙の領収書が残らないため、確定申告等で領収書や納税証明書が必要な場合は窓口にて発行申請をするか、コンビニ納付等でお支払いください。

※ キャッシュレス決済後に納付済みの納付書で支払うなど、二重納付にご注意ください。

※ 決済方法によっては手数料が発生する場合があります。

特別徴収(年金天引き)について

平成20年10月から特別徴収(年金天引き)が開始されています。国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合、地方税法第706条第2項の規定により、原則として、世帯主の年金から、その世帯の国民健康保険税を特別徴収することになります。

特別徴収(年金天引き)については、仮徴収(4・6・8月)と本徴収(10・12・2月)に分かれているため、税額の変動がある場合もあります。

ただし、上記該当世帯でも、特別徴収の対象とならない場合があります。

・年度途中で65歳に到達する場合 ・年度途中で世帯主が75歳に到達する場合

・世帯主が国保ではなく、協会けんぽや後期高齢者医療制度などに加入している世帯

・支払回数割(6回)の介護保険料(世帯主分)と国民健康保険税(世帯分)の合算額が、1回の年金受給額の1/2を超える場合

また、国民健康保険加入者に65歳未満の方がいる世帯については、普通徴収となります。

※ 特別徴収該当者の方で、普通徴収(口座振替のみ)を希望される方は、下記までご連絡ください。

課税額についてのお問い合わせは・・・

薩摩川内市 ○ 本 庁 税 務 課 市民税グループ ☎ 0996-22-8115 (内線2231・2232・2233)
○ 甕 島 振 興 局 ☎ 09969-2-0001 ○ 下 甕 支 所 ☎ 09969-7-0311